

(別紙)

## 意見交換

※ (委員長は□, 委員は○, 事務担当者は△で表示する。)

□ それでは、これから、みなさんの御意見をお伺いしたいと思います。どのような点からでも結構ですので、御意見などをいただければと思います。

○ 先程、裁判所のプレゼンテーションの中で、成年後見制度説明会の受付が受付開始から1時間で70人の申込があったということですが、これは、すごい告知力であると思います。どのような方法を利用して告知されたのか教えてください。

△ ちらしを作り、裁判所と関係のある行政機関に対し、窓口に置いてくださいと依頼し、また、市町村が発行している広報誌に記事の掲載をお願いしました。

いくつかの市町村では、10行ぐらいの小さい記事ですが、広報誌に掲載していただいています。また、最高裁判所のホームページにも、説明会の実施につき掲載しています。

□ 成年後見は、一種の社会問題となっており、国民の関心が高いことは、普段の執務をしていてもひしひしと感じております。そのため、説明会は、頻繁にしていかないといけないと感じます。

先程、プレゼンテーションの中で説明がありました「家裁の風景」という新聞記事は、裁判官、家裁調査官、書記官を主体にして、家庭裁判所の家庭問題、少年問題を長期間にわたって連載したものであり、非常に画期的ではないかと思っています。みなさん、「家裁の風景」の記事を読まれてどのような感想をお持ちでしょうか。

○ 私も読ませていただき、非常に良く書けてると思いました。このような広報は大事だと思いますが、どのような経緯でこのような記事を連載されることになったのでしょうか。新聞社より、取材したいという経緯があつて、始まったということでしょうか。

- △ 以前、読売新聞の論説委員の方が家裁委員をされていた関係で企画の話が始まりました。実際、掲載された時期よりも、1年以上前から企画を始めており、どういうコンセプトで話をしようかということから立ち上げていきました。
- かなり準備をされたと思いますが、私共が同じような企画をやる場合も時間をかけてやらないとできない企画だと思います。このような企画をやっていただくと記者の訓練にもなります。大阪地裁に司法記者クラブがありますが、大阪家裁と離れているので、「家裁は読者ニーズが高いところですが、なかなか報道できていない。」というところが、私が家裁委員になる前から、社内で議論になっていました。社会部の事件担当者より、遊軍の家庭部とか生活部の記者がやるべきではないかという話もあり、我々が書くときは、問題点、論点とかをクローズアップして書きがちになり、それも報道機関の原点なのですが、このようなニュートラルな書き方もあるのだなと思います。こういう試みは、おもしろいなと思いますし、是非、私共も可能ならやりたい企画であると思っています。
- 今回の「家裁の風景」の記事は、非常に好評を得て、家庭裁判所としてもいろいろな観点からこのような機会を持つことは、非常にいいことだと思っています。ただ、同じ企画ではいけないので、どういう観点から企画すればいいのかが、今後の課題の一つだと思います。
- 私は家裁委員会に出席するのは今回で2回目ですが、「家裁の風景」の記事を拝見しまして、大阪家裁の業務内容が非常によくわかりました。ケーススタディを用いながら、3つの大きな役割を書いておられましたので、非常にわかりやすく勉強になりました。ただ、この記事を読んだ方には情報が伝わりますが、最近、若い人は、新聞をとっていない方が増えているので、インターネットなど他の媒体を使う必要もあると思います。我々が一般的に広報をする場合、情報を取りに来る方はよいのですが、本当に情報が必要の方はなかなか取りに来ないというケースが往々にしてあります。そのような本当に情報を必要とする人たちにどのように働きかけるのかを考えないといけないと思います。私の仕事が人材育成とい

うことで、小中高校生を対象としたいろいろな授業をしております。小学、中学、高校の社会の授業の中でも、「裁判」という内容は少しはあるのですが、先生方の中にはそういう内容を得意としないので、飛ばしてしまったりする方もいらっしゃるという話を聞いております。裁判員制度が始まり、新聞を読む方や社会に敏感な方は、裁判に関する関心は高いのですが、若い方の中には裁判に関する関心が低い方も多いと思います。今回、「家裁の風景」を拝見して、少年法など、本当に身近な問題を取り扱っておられますので、中高生への授業については、是非、やっていただきたいと思います。中高生への出前授業をはじめ「出かけていく広報」をやっただけであれば、情報を取れない人たち、あるいは、存在に気が付かない人たちへもアピールできるのではないかなと思います。

□ どうもありがとうございます。先程もお話がありましたが、講師派遣ということで、昨年は、22回ぐらいの出張講義や説明はしているのですが、まだ、中高生を対象とした活動はありません。大阪弁護士会では、高校生相手に法律関係全般に渡ってメニューを用意して講義をされるようですが、まだ、家庭裁判所にはそのような分野はありませんので、必要な御意見として承りたいと思います。新聞の利用、直接出掛けていくという方法以外に、こういうやり方もいいのではないかと御意見などありませんでしょうか。

○ 別の媒体ということで、テレビの面からお話しさせていただきたいと思います。

先程、プレゼンテーションの中で、広報活動の予算がほとんどないということをお聞きし、ある意味、愕然としました。そうすると一般広報では限界があり、新聞、テレビで取り上げられる場合には、報道というかたちがメインになると思います。そのときにネックになるのが、何度もお話されてきました家庭内の問題、少年の問題ということで、具体的な事例が描きにくいという部分があります。報道から見れば、いま、なぜ報道で取り上げるのかという現時点の社会的な問題にかかわった問題であると取り上げやすいのですが、具体的な事例で描けない場合にどのようにすればいいのかというジレンマに陥ります。虐待、少年非

行であるとか、社会に還元すべき問題も埋もれていると思うのですが、そこをどのようにクリアしていくのかという問題と、私たちテレビ側が取材をしにくい面があります。つい、最近、「A t o Z」という番組で、不正な病院ビジネスを放送しましたが、あの取材についても、取材に1年間かかっています。

実際に話はしてくれるけども、映像に取らせてくれるのかというと極めてハードルが高くなります。今回、家庭裁判所の中で行われていることを放送できるかという難しいことと思います。現場の記者からすれば、それだけ、難しいことをクリアしても、いつ放送されるのかわからず、媒体に乗る目が見えないところで取材を続けていくことは、極めて難しいことになります。それぞれ、問題意識はありますが、では、どうすればいいのかというと、一つ目は、いま、私共の放送番組で毎週金曜日に「街角犯罪防止キャンペーン」という大阪府警とタイアップとは言いませんが、それぞれの街角でどういう犯罪が起きているのかを細かく拾い上げて、防犯対策をやっています。本来、報道と警察は一線を画さないといけないのですが、これにつきましては、極めて問題意識が共通していたということがあり、問題意識が共通している中でどうにかして犯罪を減らしていこうというかたちでやってきました。いま、家庭裁判所の中でどういう問題が起こっているのか、おそらく家庭裁判所とマスコミとは、問題意識の共有ができていないのではないかなと思っています。弁護士会、司法書士会に講義や説明会などで行かれています。現場の記者にも接触して説明会などを開いて問題意識を持っていただくことも一つの方法だと思います。もちろん、テレビで放送することよりもハードルが高いのですが、まずは、問題意識を共有することが方法の一つではないかと思われま

それともう一つ、裁判所に相談するときを利用する方からみれば、すごく不安感があると思います。例えば、家庭内の調査をされるときには、どこまで調査されるのか、それによって不利益がないのか等です。それを報道ではなくて、例えば、いろいろな事例をホームページの中で掲載することにより、不安感は薄れる

のではないかと思います。その2点が本日、裁判所の説明を受けていて感じたところでは。

- 家庭裁判所では、一般の方に対して、法律相談ではなく手続案内ということで、できる限りわかりやすく来庁された方や電話による問い合わせに対し、説明をさせていただき、御理解をしていただく努力はしています。いま、お伺いした御意見も参考に努力していきたいと思っております。貴重な御意見をありがとうございます。
- 本日、裁判所のいろいろな取組みを御紹介いただきましたが、大多数が裁判所が言いたいことを周知しているという一方通行の印象を持ちました。どうしても、効果的な広報、正しく理解してもらいたいという中で、それが実現できているのかということ、なかなか実現できていないように思います。この委員会で各委員が意見を述べさせてもらっていることがその意味を持つことになるのかもわかりませんが、大多数の市民の方が果たして、裁判所が思っているようにきちんと理解していただいているのかということ、汲み取れていないのではないかとこの印象を持ちました。そういう意味では、インターネットはリアルタイム性もあり、津々浦々までアクセスもできますし、今後、ペーパーの媒体も残って行くとは思いますが、若い方は新聞も見られませんので、インターネットを活用されればよいのではないかなと思っております。

私は家事調停委員をしておりますが、御紹介いただいた「家裁の風景」については、内容はすばらしく、このような記事を御夫婦の方が早い段階で目にしていただければ、いろいろと考えていただく機会を持っていただくことにつながるのではないかと思います。

また、少年の補導の受託については、PRが難しい分野になりますが、こういった活動をされている方もいますと御紹介されている記事はすばらしいと思っておりますので、ホームページなどを利用してインターネットに掲載するなど、多くの方の目に触れる機会を設けていただければと思います。ちなみにアクセス数等が

でておれば、どれだけの方に見ていただけるのかという判断になると思いますので、御参考にされればと思います。

- 成年後見説明会では、裁判所からの説明の後、出席者の方からの質問時間では、いろいろな質問があり、制度の理解をいただいているのではないかと考えています。この説明会は、必ずしも一方的なものではなく、今後もそのようなかたちで進めて行きたいと思っています。インターネットに掲載する方法等は、非常に良い方法だと思いますので、参考となる御意見をどうもありがとうございました。
- 他の委員が言われたように、インターネットの関係ですが、大阪家事調停協会では、いつも家事と民事と共同で一般の方を対象として、10月に無料調停相談を行っています。一昨年にインターネットで、どこどこで何日にするという記事を掲載すると、多くの参加者があったということでしたので、広報活動については、インターネットを利用されるのがいいと思います。「家裁の風景」については、読ませていただき、本当にすばらしいと思いましたので、できれば、パンフレットか何かにして、待合室に置くと、家裁ではこういうことができるのだなと思っていただけるのではないかなと思いました。調停委員でもこの記事を読んでいる方は少ないと思いますので、パンフレットを作成されてもいいのではないかと思います。
- 具体的な御提案をありがとうございました。
- 先程、ホームページのアクセスのお話もありましたが、1時間で70人の申込があるということは、私はいろいろな地域の活性化等でイベントの企画・運営をしておりますが、この数字はものすごい関心の高さを表しています。そういう情報を欲しいというニーズがあるということなので、そこに知ろうと思って取りに来るのではなくて、取りに行こうと思わなくても届くようなところに力を入れられる方法が効果的なのではないかと思いました。地域作り等をする上で、制度としては、都市計画法や町並み環境整備法等いろいろな制度があるのですが、その仕組みを街の人に理解されようと思ってもなかなかできません。そのため、その

制度を利用すると、どのように街がよくなるのか、どのように街の人たちが街に関われたりするのかなど、最後のアウトプットの部分だけを理解していただければ、しくみ等を理解していただかなくてもいい部分があります。情報を取りに来るという方に対しては、それで準備をしておけばいいと思うのですが、こちらから届けようとする方には、しくみを届けようとするのではなく、どういう利点があるということを端的に伝えれば、理解もできていいのではないかと思いました。

そういう工夫をされるときに簡単で大切なことは、言葉の使い方だと思います。たぶん、皆様、専門でいらっしゃいますので、「家事事件」、「少年事件」、「成年後見事件」と言われると、ぱっと何を意味するのか理解されていると思います。しかし、一般の方は、わからないというのがほとんどだと思います。先程、事務局のプレゼンテーションの中で、地方裁判所の事件と家庭裁判所の事件について、わかりやすい言葉遣いをされましたが、少し、言葉遣いを变えることで非常にわかりやすくなるので、支障のない範囲でイメージを持っていただく部分であるとか、理解を促進される部分については、言葉の使い方を工夫されると伝わりやすくなるのではないかなと思いました。

- 御指摘の点については、裁判所にとって、一番弱いところになります。正確性を追求すると言葉遣いなど難しい部分があるのですが、多くの方に理解していただくためには、おっしゃるとおりもっと考えた方がいいと思います。
- 正確性を追求すると説明的な伝え方になるので、今回、「家裁の風景」が非常に好評であるのは、説明的に記載されておらず、ストーリーになっているので、すっと頭に入ってくるころがあるからだだと思います。例えば、家電製品について、商品の説明を聞いてよくわからなくても、「これは便利なんだよ。」と一言言われると「どういうところが。」と興味を惹かれます。テレビの通販とかでも仕組みの説明ではなく、どういうところがいいのかという説明になっています。先程、他の委員の方からホームページにもっと事例を掲載すればいいというお話がありましたが、ある人が家庭裁判所を利用して助かりましたという感想文でも

いいと思います。悩んでいる人は、人に悩みを言えないところがありますので、インターネットで同じような悩みを持っている人を探してどういうことを考えているのかを検索したりすることがあります。モニター的な感想がホームページにたくさんあると、そういうところでヒットして、裁判所に行けばこういう風に助けられるのだと思うと、非常に心に届きやすく、理解を得られるのではないかなと思いました。

□ どうもありがとうございました。

○ 家庭裁判所の広報をお聞きして、非常に参考になりました。保護観察所も広報活動を重視しております。更生保護という仕事をしており、この広報活動にもっと取り組んでいかないといけないのですが、なかなか上手くいかないのが現状です。裁判所と似て堅い部分があるのですが、目的は裁判所と違います。先程、裁判所の広報は、家庭裁判所の役割や手続を広く理解してもらおうということでしたが、保護観察所の更生保護の広報は少し違います。少し更生保護の広報について説明させていただきます。保護観察所では犯罪をした人とか非行少年の社会内処遇ということで、保護観察がついた人を保護司や保護観察官が指導し、再犯、再非行の防止と社会復帰の支援を行っているのですが、これには、地域の方の御理解と御協力が必要であるので、広報活動を行っています。犯罪非行の前歴がある人を立ち直らせるために支援していく上で、地域においては、排斥、排除が働きやすいということで、例えば、仕事につくにしても前歴があると難しいとか、住居を得るにしても貸してくれない等があります。そこを何とかクリアーして、社会で受け入れていただくために、犯罪非行をしても立ち直る気持ちを持っている人を温かく見守ってほしいという点から更生保護の広報活動を行っています。ただ、なかなか上手くいっておらず、保護観察所や更生保護の仕事を知っている人は少なく難しいと思っています。「家裁の風景」について、準備するのに1年かかり、ずいぶん打合せをされたということをお聞きしたことは非常に参考になりました。保護観察所においても、NHKの「街角犯罪」という番組の取材の申し

入れがあり、保護司の話聞かせてほしいと言われたのですが、個人情報の保護ということで躊躇するところがありました。保護司の話から対象者が特定されると困るところがありましたので、準備を十分にとって打合せをさせていただいた上で報道してもらうことがいいのかなと思いました。「家裁の風景」の件については、非常に参考になりましたので、今回、ここでお話をお聞きした内容を保護観察所でも参考にしたいと思います。参考になるかどうかわかりませんが、保護観察所には、更生保護に従事している民間の協力者がたくさんいて、保護司、更生保護女性会などの協力を得て、更生保護活動だけでなくPRも大事だということで、機会があれば、パンフレットなどを持って学校などに行き、説明をもらっています。家庭裁判所にも家事調停委員の方がいらっしゃいますので、その方たちの協力を得て、調停委員の執務の中に広報的な内容を入れられてはどうかと思いました。保護観察所の広報活動も、地域の浸透には難しい面があるのですが、裁判所の中だけでなく、協力者の方の取組も考えられてはどうでしょうか。

- 調停委員の方々も、非常勤の国家公務員で裁判所職員なのですが、裁判員制度の関係では、調停委員の方々を対象に裁判官から裁判員制度の普及の一環として、説明会をしたりする裁判所もありまして、いろんな意味で活躍をいただいているところですが、そのような視点はもっと広げてもいいのではないかなと思いました。どうもありがとうございました。
- 広報される際のテーマとして提案したいのは、権利救済が必要で裁判所に来られないのは、子供になります。子供のためにもっと積極的に裁判所が動くということ念頭に広報をされればいいと思います。子供をターゲットとした場合、家庭裁判所として、何ができるのかというと、養育費の確保等について、家庭裁判所に来てくれると前に進むのだというような広報をされてもいいのではないのでしょうか。養育費の確保というのは、本当に難しく、家庭裁判所だけでできることではありませんが、弁護士会、行政機関とも組んで養育費の確保のために家裁に

来てもらうということを広報の目的の一つにされたらいいのではないかと思います。

○ いまの御意見については、私もそのように思います。もう一つ加えて思いますのは、離婚にしても、養子縁組にしてもいろいろと問題になってくるのは子供であり、子供の視点ということが叫ばれておりますので、例えば、お父さんとお母さんが離婚するときというパンフレットとか、お父さん、お母さんから暴力を受けたときとか、子供の視点から権利を考えると大げさになりますが、家庭裁判所は、子供にも視線を向けているという情報発信として、パンフレット一つでもあれば、大きなインパクトを与えるのではないかと考えております。

△ 親向けの家裁の手続案内を含めたパンフレットはありますが、それ以外のものは、作成していないのが現状です。

○ 次の問題として出てくると思うのですが、とりあえず、裁判所が目を向けているというところにつけてインパクトがあるのではないかと思います。いつも離婚する場合、お父さん、お母さんに対する視点があって、その上での子供になりますので、どう作るかということになれば、ものすごく難しい問題がありますが、たとえば、犯罪を犯したときにどうなるとか、小さい子供の視線で作れば、大きな第一歩が開かれていくのではないかと印象を私は持っております。

「家裁の風景」についての感想ですが、私は、非常に良くできた記事だと思っています。市民一般に向けてということと、ケースが非常に具体的であるということ、裁判所といえば、判決とかによって決められて、それに従わなければならないというイメージがある中で、その周辺部分が見事に描かれていると思います。

○ 家裁広報の関係ですが、家裁独自で広報するという立場であるのか、あるいは、いろんな形でいろんな団体と協力した広報というかたちで行うことによって、先程言われたような家裁の活動を広く伝えることができるのではないかと考えています。そのように思う一つの理由は、成年後見説明会のちらしを読んだのですが、これを見て、私は行きたくなるのかなと悩みました。これを配るときのやり方が

非常に上手かったのではないかなと、それに知りたいと思うところに配布され、うまく宣伝されたので、多くの方の応募があったのではないかなと思いました。他の機関の広報活動にうまく乗るというやり方も、広報のやり方の一つの方法であることを考えていく必要があるのではないかなと思いました。「家裁の風景」については、記事を書いた人がすごく上手だと思いましたが、一つだけ気になったのは、プライバシー保護という面です。その面からいうと、審判内容は明らかではないのですが、これを読んだ本人は、自分のことだと気が付くと思います。そこらあたりの手当をうまくされたのだと思います。

その点については、我々もいろいろな報道に関わっていく部分がありますので、いつも気を遣っている部分になります。本人がこれを見て嫌だなど思う部分がないにしてもあらずと思ったのですが、そのあたりをどのように処理されたのか気になりました。

□ 内容的には、記事に掲載されても、本人が見て自分のことであるとわからないようにという前提で書いています。

△ この記事を掲載するにあたってそれが最も苦勞した点のひとつです。そのために、記者の方と何度もやり取りをしました。記事を掲載するにあたり、記者の方にとっては、読者の方が読まれることを考えた場合、より具体的な内容の方がいいのですが、裁判所とすれば、プライバシー保護をどのように考慮するかという難しさがありました。

○ 私は、外国人向けの「命の電話」に関わっていますが、外国人の方は、よく家庭裁判所のことを知っています。映像がなければ、放送しにくいと思いますが、取材する側の情報については、すごく慎重にならないと行けません。どこまで放送できるかできないかの綱引きをするような状態です。マスコミに協力するときには、いつも声や映像をモザイクにして、誰が見てもわからないようにしています。また、新聞などにおいては、外国人のコミュニティの中では、本人であることがわかってしまうとすごく傷つくことになります。関わる方にしても信用性を

失うことになるので、プライバシーの問題については、すごく慎重に取り扱うこととなります。

- 御意見も出尽くしたようでございますので、本日のテーマに関する意見交換はこの程度で終わらせていただきます。貴重な御意見，御提案をいただきまして，ありがとうございました。今後の大阪家庭裁判所の広報活動の参考にさせていただきたいと思っております。